

事業

那須塩原市住宅除染事業における数量等の誤りについて

概要：平成 24・25・26 年度に実施した住宅除染において、除去土壌を保管する保管穴の寸法誤りなど、5,818 件の数量計算誤りが確認され、国(環境省及び総務省)に 138,498,600 円を返還することとしました。

■経緯

本市の除染は、環境省が策定した「除染関係ガイドライン」及び「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱」に基づき行ってきた。

本市が受けることのできる補助対象の内容は、同要綱の規定に基づき定められた「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金取扱要領」の別表のうち、「比較的線量の低い地域」の表に記載された除染作業のみとなっている。

「住宅」においては、「雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等」、「落葉の除去、除草」といった作業に限られており、より放射線量の低減効果の高い「表土除去による除染（以下「表土除去」という。）」は補助対象として認められていない。

しかしながら、住宅については、より効果的な除染を実施するため、市単独事業として、表土除去を追加して実施することとしたが、財政状況に鑑み、比較的放射線の影響を受けやすいとされる「18 歳以下の子供」または「妊婦」のいる家庭に限り実施した。

これらにより、本市は、平成 24 年度から 26 年度において、環境省所管の「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金」を受け、13,295 件の住宅除染を実施した。

また、本市の独自事業として実施した表土除去作業に要した費用について、総務省から「震災復興特別交付税交付金」の交付を受けた。

本市の住宅除染業務は、『住民からの申込書の受付、事前の空間放射線量の測定、数量計算書及び設計図書の作成、除染作業、事後の空間放射線量の測定、住民への結果の郵送』といった一連の作業を単年度ごとに一括して発注し、東洋建設株式会社関東支店（以下「業者」という。）との請負契約により行った。

本市の除染業務は、作業により取り除いたもの[除去土壌等]を、それぞれ敷地内の地中に埋設して保管している。埋設の手順は、①それぞれの現場において、除染により発生する除去土壌等の量にあわせ、敷地内に除去土壌等を埋設保管するための保管穴を掘削し、②底面及び側面に遮水シートを敷設し、③その上に除去土壌等を転圧しながら埋設したあと、④上面を遮水シートで被覆し、⑤保管穴の掘削に伴い地中から出た発生土により覆土する といった流れで行っている。(平成 24 年度は「厚さ 50 cm」、同 25・26 年度は「厚さ 30 cm」と

して発注している。)

なお、発生土のうち、現場の復旧に用いた分を除いて、残った土は、放射性物質により汚染されているものではないため、一般的な土木工事と同様、「残土」として敷地外に搬出し、適切に処分をした。

業者による除染作業業務委託の完了後、市は、抽出による完成検査を行った。

検査の結果、異状は見当たらなかったため、市は、業者による除染業務を「合格」とし、業者に請負額の支払いをした。

(単位：円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	計
請負金額 (支払済額)	2,817,853,500	2,371,507,200	1,916,956,800	7,106,317,500
うち環境省分	1,924,093,500	1,707,556,300	1,416,938,400	5,048,588,200
うち総務省分	892,276,000	663,950,900	500,018,400	2,056,245,300

・環境省 = 「放射線量低減対策特別緊急事業費補助金」

・総務省 = 「震災復興特別交付税交付金」

※ 平成 24 年度分には、その他補助金 1,484,000 円（厚生労働省「緊急雇用創出事業費補助金」分）が含まれる。

市は、平成 27 年 6 月、放射能対策課（当時。平成 28 年 3 月末廃止）において「除去土壌保管台帳」の確認のため、住宅除染作業時の図面及び施工写真等を突き合わせたところ、数字が一致していない箇所があることがわかり、結果として業者から、実際の施工よりも多い数量報告を受け、またそれに基づき算出した請負代金の請求を受けていたことを確認した。

このため、市は業者に当該数量誤りを指摘し、確認を指示したところ、業者から次の報告を受けた。

それぞれの現場において、「設計図」を参照しながら除染作業を行った「現場担当者」が、実際に保管穴の掘削作業を行った際の寸法を、設計図に手書きで追記した「施工図」を業者事務所に提出し、作業数量等の精査を行う「設計担当者」は、現場担当者から提出された「施工図」を基に、「精算設計図」を作成する。

その際に、設計担当者は、「現場担当者が手書きで追記した寸法は誤りである」と誤認し、この『実際の寸法』を用いず、当初設計の数値をそのまま精算数量に用いていたことが判明した。

これらのことから、業者は、実際の現場における保管穴の寸法が、当初の設計と異なっていたにも関わらず、設計どおりに施工したものとして「精算設計図」や「数量計算書」を作成し、市に提出していたことが判明した。

また、業者から報告を受けた後、市において、業者が3か年で実施した、全13,295件の設計図、施工写真、数量計算書の確認を行ったところ、これまでに判明した「保管穴の寸法を誤ったもの」のほか、スケール（メジャー）の読み違いにより「保管穴の覆土厚を誤ったもの」や、表計算ソフトの中で数式を間違えていたことにより「残土処分量の計算を誤ったもの」も新たに判明した。

これら、業者における誤りは、過小報告〔実測>設計〕もあったが、ほとんどは過大報告〔実測<設計〕であったため、結果としては「過大請求」となっていた。

市において過大請求となっている件数及び金額を算出したところ、業者も全面的にその事実を認め、業者は、実際の精算金額よりも多く受け取っていた分の金額138,498,600円を市に返還することとなった。

なお、本件は、本市職員が事実を発見したのち、速やかに国（環境省）に報告をし、対応について連携してきたものである。

■誤りの内容

（単位：件）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	計
除染実施件数	4,730	5,437	3,128	13,295
誤りのあった件数	2,612	2,156	1,050	5,818

（誤りの内訳）

- ① 除去土壌保管穴の寸法誤り . . . 2,617件
- ② 保管穴の覆土厚誤り . . . 1,103件
- ③ 残土処分量の計算誤り . . . 2,098件

■今後の対応

- ・国への返還事務について

市は、業者からの返還金を、国（環境省及び総務省）に返還する。

環境省	（放射線量低減対策特別緊急事業費補助金）	59,440,600円
総務省	（震災復興特別交付税交付金）	79,058,000円
計		138,498,600円

今回、業者の数量報告誤りに端を発し、結果として国庫への返還が生じた問題の原因としては、「業者内の確認作業が不十分であったこと」が挙げられるが、市としても、当時の状況や体制では、住宅全件（すべての除染箇所）を検査することができず、抽出による完成検査において、それらの事実を見つけられなかったことも要因の一つに考えられ、このような事態に至ったことに対し、深くお詫び申し上げるとともに、再発防止に向け、庁内における確認体制の強化を図ってまいりたい。

なお、業者から本市への返還、本市から国への返還については、6月議会追加補正予算により対応したい。

・業者への対応について

市は、業者に対する措置として、顧問弁護士に相談の上、当該事件に関し、今回の精査作業のために要した職員の人件費分を市の損害と捉え、業者に対し損害賠償請求を行うことを検討している。

また、併せて「那須塩原市建設工事等指名停止基準」の規定に則り、業者に対し一定期間の指名停止を行う。

・職員の処分について

市は、平成24・25・26年度において本件に携わった職員に対する処分として、地方公務員法及び「那須塩原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」の規定に則り、対応する。